

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA（以下「事業場」という。）に採用され、Bに配属されたが、平成〇年〇月にCに異動となり、路上生活者の支援等の業務に従事していた。

請求人は、上司から他の職員の前で複数回にわたり大声でしっ責、ば倒されたことや、業務上の指示がなく無視されたことなどが原因で、不眠、頭痛等の症状が現れたことから、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、E医師は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したものと意見しており、当審査会としても、請求人の症状の経過及び医証等に照らし、同医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他評価期間における業務による心理的負荷を検討する。

請求人は、事業場においてFから複数回にわたり大声でしつ責、ば倒、侮辱されるとともに、Gから長期間無視し続けられたことが原因で、うつ病を発症した旨主張するが、関係者の申述に照らすと、決定書理由第2の2の(2)のエの(イ)のbに説示するとおり、Fの指導・しつ責は業務指導の範囲内であるものであり、Gに具体的な無視、嫌がらせ等は確認できないものと認められることから、請求人が主張する出来事については、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」とされているものの、同出来事の具体例「上司から、業務指導の範囲内である指導・しつ責を受けた」に該当し、その心理的負荷の総合評価は「弱」となるものと判

断する。

その他、請求人の業務内容は、決定書理由第2の2の(1)のウの(イ)の認定のとおり、平成〇年〇月から外勤業務から内勤業務に変更になったことが認められ、同出来事は具体的出来事「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」とされているものの、決定書理由第2の2の(2)のエの(イ)のaに説示するとおり、配置転換前後の業務内容はおおむね同質なものであると認められるため、その心理的負荷の総合評価は「弱」となるものと判断する。

(4) 以上を総合すると、請求人の精神障害発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事の心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、精神障害を発病するほどの強度の心理的負荷があったとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。